

大阪府消費生活センター 2月の相談件数（速報値）

相談件数 **607 件**（対前月比 1.7%増、対前年同月比 14.3%減）

全体 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	デジタルコンテンツその他（※）	44件
2位	化粧品	31件
3位	賃貸アパート・マンション	25件
4位	健康食品	21件
5位	移动通信サービス	18件

（※）アダルトサイトと出会い系サイトを除くサイト、その他内容が特定できないサイト

- ・1位の「デジタルコンテンツその他」については、44件のうち、副業や投資に関する相談（情報商材等）が9件、動画配信サービスに関する相談が5件寄せられました。
- ・2位の「化粧品」に関する相談は、「お試しだけのつもりで注文したところ、定期購入になっており、事業者に電話が繋がらず解約できない」等の「定期購入」に関する相談が31件のうち20件でした。
- ・3位の「賃貸アパート・マンション」は退去に関する相談が25件のうち16件でした。原状回復費用についてのトラブルがめだちました。
- ・5位の「移动通信サービス」は、携帯電話の他社への乗り換えや機種変更についてのトラブルがめだちました。
▼詳しくはこちらから▼
<http://www.kanshokyo.jp/fumagazine/jirei/j202103.pdf>
- ・新型コロナウイルス関連の相談は48件で、2月の全相談件数の7.9%でした。主な相談内容としては、「行政サービス」が5件（持続化給付金2件、家賃支援給付金1件、特別定額給付金1件等）、「医療サービス」が4件（PCR検査2件、ワクチン1件等）でした。

65歳以上 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	工事・建築	7件
1位	健康食品	7件
1位	デジタルコンテンツその他	7件
4位	他の行政サービス	6件
4位	生命保険	6件
4位	化粧品	6件

- ・1位の「工事・建築」では外壁工事や水道管工事、ベランダ防水工事等、住宅のリフォームに関する相談が寄せられました。特に、来訪した事業者から勧誘され、契約をしたことがきっかけとなった訪問販売によるトラブルがめだちました。

訪問販売に関するアドバイス

- ・訪問した事業者から排水管等の工事の無料点検をすすめられて、「点検だけ」のつもりで応じたとしても、点検後に排水管等の洗浄の契約を勧誘される可能性があります。たとえ無料であっても、安易に応じず事業者を家に入れないことが重要です。断る際は「帰ってください」等とはっきり伝えましょう。
- ・クーリング・オフは、一定期間内であれば消費者が無条件で契約の解除ができる制度です。訪問販売による契約は、法定書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフをすることができます。クーリング・オフをすると、契約は初めからなかったことになり、支払い済みの代金は全額返金され、違約金等を支払う必要もありません。すでに工事が開始されている場合は、事業者は無償で原状回復するよう請求することができます。
- ・事業者から契約を迫られても、事業者の話をうのみにせず、自分でも確認し、事業者に十分な説明を求めることが重要です。そのうえで不要な工事であれば、きっぱり断りましょう。

消費生活相談窓口

消費者ホットライン188番（局番なし）
府内市町村の消費生活相談窓口は[こちら](#)